

利益処分の承認(経営努力)について(平成28年事業年度)

資料 5

(地方独立行政法人法第40条；利益及び損失の処理等)

地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないとされている。
 ただし、知事が評価委員会の意見を聴いたうえで、経営努力により生じた利益であると承認した場合は、目的積立金として整理し、翌事業年度以降、中期計画で定める剰余金の使途に充てることができることとされている。

※公立大学法人和歌山県立医科大学の中期計画で定める剰余金の使途；
 『教育・研究・医療の質の向上及び組織運営の改善』

経営努力の基準

- ① 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益(≒自己収入)
- ② 中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合に、その結果発生したもの
- ③ その他、地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合
 ※地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解 第72

平成28年度決算の状況

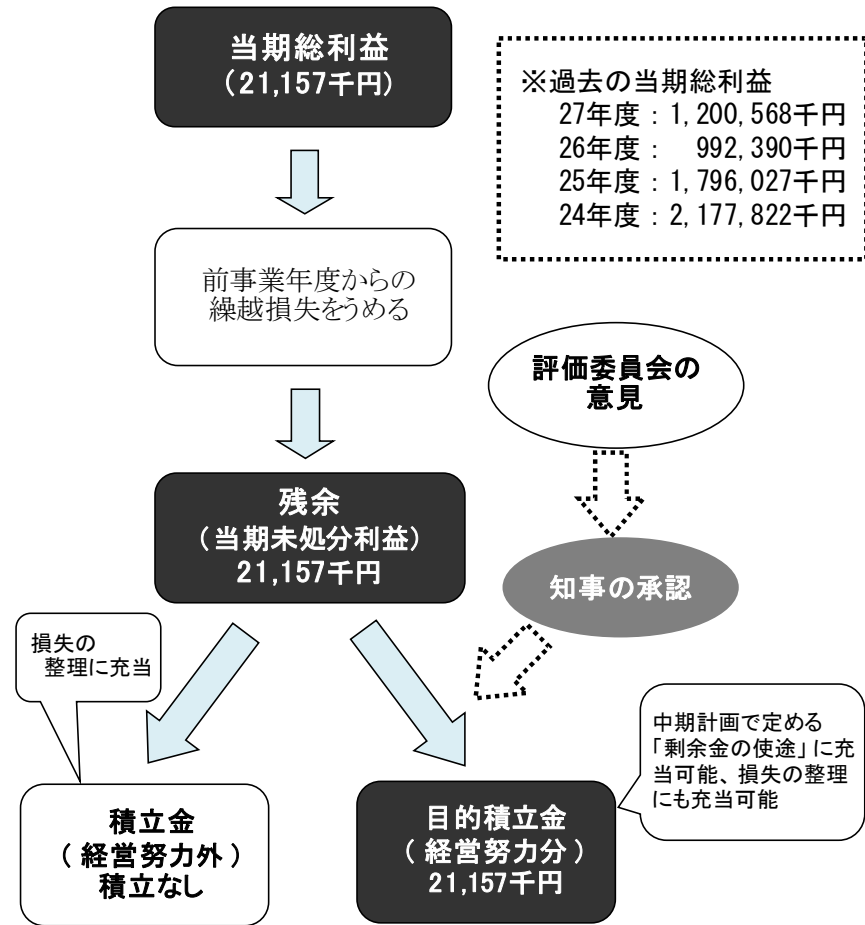
当期総利益 **0.2億円** 対前年 **▲11.8億円** ※前年度当期総利益約12億円

- ・経常収益は、「附属病院収益」(8.4億円)の増加等により **354億円** 対前年 **+5.7億円**
- ・経常費用は、「人件費」(13.0億円)、「診療経費」(7.2億円)の増加等により **357億円** 対前年 **+20.2億円**
- ・経常損失は **▲3.4億円** 対前年 **▲14.5億円**
- ・目的積立金取崩額(損益計上分)は **3.5億円** 対前年 **+3.5億円**

- これまでの利益処分については、目的積立金を取り崩した場合も当期総利益の全額を経営努力目的積立金として承認してきた。
 今回法人化後初めて経常利益でマイナスとなったが、以下の通り新たな経営努力もを行い、目的積立金(過年度の経営努力分)を活用して当期総利益を確保したものである。

主な経営努力の状況(対前年度)

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ① 運営費交付金等以外の収益から生じた利益 | +305百万円 |
| ・施設基準の新規取得による利益 | +235 |
| ・全身麻酔手術件数増による利益 | +70 |
| ② 業務を効率的に行ったため費用が減少 | +272百万円 |
| ・医薬材料価格交渉等による経費削減 | +121 |
| ・水道光熱費の削減 | +151 |



利益処分(案)

当期総利益(21,157千円)全額を目的積立金(経営努力分)として整理。

【今後の方針】医大経営改善計画作成の上、経常損失をなくしていく。

(案)

和 公 評 第 号
平成 年 月 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸 様

和歌山県公立大学法人評価委員会
委員長 辻 省 次

意見書

公立大学法人和歌山県立医科大学の平成28年度の利益処分の承認について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第40条第5項の規定に基づく和歌山県公立大学法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

評価委員会の意見記載

地方独立行政法人法（抜粋）

（利益及び損失の処理等）

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の使途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 設立団体の長は、前2項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

6 地方独立行政法人は、第4項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

7 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。